

ID: 402

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第30条第1項		
例規番号	平成18年条例第189号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 第28条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市公営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日